

君津市マイナンバーカード出張申請受付実施要領

令和5年8月1日改正・施行

マイナンバーカード取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体、申請者の自宅等に出張し、顔写真の撮影から申請までの手続きを受付する。

1 対象

- (1) 君津市内に事業所を置く企業等
- (2) 君津市内の地域団体等
- (3) 病気や障害、要介護等の理由で外出が困難で君津市内に住民登録がある方

2 実施日時

月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで（年末年始、国民の祝日を除く）

3-1 申し込みに当たっての条件（1 対象（1）（2））

- (1) 対象団体（者）が実施希望日の1ヶ月前までに様式1により申し込むこと。
- (2) 申請者が5名以上見込まれること。（君津市に住民登録がある方に限る）
- (3) 申込団体（者）が以下の点について承諾すること。
 - ① 申込団体（者）において会場、机、椅子等の備品及び本市が持参するタブレット端末等の電源の準備ができること。
 - ② プライバシーに配慮した申請用顔写真撮影スペース及び申請受付スペースが準備できること。
 - ③ 平日の午前10時から午後4時までの間で申請者数に応じて時間を設定し申請受付ができること。
 - ④ 申請者の住所、氏名、生年月日を記載した申請者名簿（様式2）を実施日の1週間前までに提出できること。
 - ⑤ 申請者がマイナンバーカード申請受付票（様式3）を事前に記入し、当日持参できること。
 - ⑥ 申請者から交付申請書（QRコード付き）の事前印刷について了承を得ること。
 - ⑦ 申込団体内で周知、広報を行い、次の内容を申請者に知らせることができること。
 - ア 実施日時、会場
 - イ 申請受付時に持参する必要がある書類
 - ウ 「4 出張申請受付でカードの交付申請ができる方」に掲げる条件
 - ⑧ 受付当日の申請者の案内、誘導を申込団体で行うこと。

3-2 申し込みに当たっての条件（1 対象（3））

- (1) 対象者または関係者が実施希望日の1週間前までに電話により申し込むこと。
- (2) 訪問先の自宅が住民登録地であること。
- (3) 介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること。

4 出張申請受付でカードの申請ができる方（すべての条件を満たすこと）

- (1) 初めてマイナンバーカードの申請をする方であること。
- (2) 申請から2ヶ月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- (3) 外国人住民の場合、在留期限が2ヶ月以上であること。
- (4) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。
- (5) マイナンバーカードの受領方法を「本人限定受取郵便」にしたとき、本人が受け取れること。
 - ① 郵便局の転送サービスを利用していないこと。
 - ② 本人確認書類の氏名、住所の記載が最新であること。
- (6) 「5 申請時に持参する書類」について提出ができること。

5 申請時に持参する書類

- (1) マイナンバーカード申請受付票（様式3）
- (2) 通知カード（原本を回収）
※ 紛失した場合、紛失届を記入。
- (3) 本人確認書類の原本。詳細は「6 本人確認書類の種類等」を参照。
- (4) 住民基本台帳カード（お持ちの方。原本を回収。）
- (5) 15歳未満の方及び成年被後見人が申請する場合は、同伴者の法定代理人であることを確認できる書類及び法定代理人の本人確認書類（原本）

6 本人確認書類の種類等（有効期限内及び氏名・住所等が最新に変更済みのものに限る）

(1) 種類

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、運転免許経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）、特別永住者証明書、在留カード（写真付き）等
B	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、医療受給者証等

(2) 組み合わせ

通知カードをお持ちの方：Aから1点またはBから2点

通知カードをお持ちでない方：Aから2点またはA・Bから1点ずつ